（所掌事務）

第八十五条　神戸運輸監理部は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一～二十四　（略）

二十五　物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。

二十六～四十三　（略）

2　（略）

（総務企画部の所掌事務）

第八十七条　総務企画部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十八　（略）

十九　物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。

二十～三十一　（略）

（企画課の所掌事務）

第九十九条　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）

八　物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）及び物流施設対策官の所掌に属するものを除く。）。

九～十九　（略）

（物流施設対策官の職務）

第百一条　物流施設対策官は、次に掲げる事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

一～五　（略）

六　物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。

七・八　（略）

（所掌事務）

第百二十二条　運輸支局は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一～五　（略）

六　物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。

七～四十二　（略）

（運輸企画専門官）

第百二十五条　運輸支局に、運輸企画専門官を置く。

2　運輸企画専門官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十二　（略）

十三　物資の流通の効率化に関する法律第四条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。

十四～四十三　（略）

3～8　（略）

（所掌事務）

第八十五条　神戸運輸監理部は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一～二十四　（略）

二十五　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。

二十六～四十三　（略）

2　（略）

（総務企画部の所掌事務）

第八十七条　総務企画部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十八　（略）

十九　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。

二十～三十一　（略）

（企画課の所掌事務）

第九十九条　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）

八　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）及び物流施設対策官の所掌に属するものを除く。）。

九～十九　（略）

（物流施設対策官の職務）

第百一条　物流施設対策官は、次に掲げる事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

一～五　（略）

六　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。

七・八　（略）

（所掌事務）

第百二十二条　運輸支局は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一～五　（略）

六　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。

七～四十二　（略）

（運輸企画専門官）

第百二十五条　運輸支局に、運輸企画専門官を置く。

2　運輸企画専門官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十二　（略）

十三　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第二号に規定する流通業務総合効率化事業に関すること（港湾流通拠点地区に関することを除く。）。

十四～四十三　（略）

3～8　（略）